



各 位

平成 28 年 2 月 26 日

会 社 名 ダンロップスポーツ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 木滑 和生
(コード番号：7825 東証第一部)
問合せ先 広 報 部 長 安 達 利 也
TEL 03 (6863) 2932

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 32 条(社外監査役の責任限定)の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(社外監査役の責任限定) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	(監査役の責任限定) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

以 上